平成２４年（フ）第６２２号
千葉県松戸市殿平賀340番地の14　ラフィーヌ鶴貝201号
債務者　齋藤留美子
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６２５号
千葉県松戸市小金179番地
債務者　片山　　榮
1　決定年月日時　平成24年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６５２号
千葉県我孫子市新々田69番地　Ａ―101号ルネッサンス石橋Ａ棟
債務者　森　　えり
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第６９８号
北九州市小倉北区古船場町４番32―1205号
債務者　青木　政澄
1　決定年月日時　平成24年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３７１号
仙台市泉区東黒松14番３号、住民票上の住所宮城県多賀城市高橋１丁目14番３号
債務者　早坂てふ子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５０号
愛知県北名古屋市高田寺一本橋17番地１
債務者　山本千栄子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６４６号
愛知県北名古屋市九之坪西町11番地　サンメゾン西春505号、従前の住所愛知県北名古屋市中之郷南211番地　セレーノ203号
債務者　生田　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６６８号
名古屋市南区源兵衛町１丁目36番地　コーポ雅Ｉ３号
債務者　折戸　　実
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７２２号
名古屋市中川区前田西町２丁目910番地　前田ビューハイツ１棟102号
債務者　藤嶋英子こと門谷英見こと　金　　英子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８４５号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘31棟205号
債務者　六川　隆之
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５１２５号
大阪府大東市北条１丁目４番13号　すみれハイツ102号、前住所大阪府大東市西楠の里町12番18号
債務者　橋本沙耶香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１２６号
大阪府吹田市岸部中３丁目16番18号
債務者　雨田　　司
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８７号
大阪府寝屋川市池田旭町12番３号
債務者　守田　雅代
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３０３号
大阪市淀川区三津屋北２丁目20番23号
債務者　北野耕三郎
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３２１号
大阪府守口市南寺方南通２丁目10番13号
債務者　渡辺　敦子
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５８号
大阪府箕面市粟生間谷東６丁目21番４号
債務者　平松　和秀
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４２４号
大阪府東大阪市吉田５丁目15番２号　プルミエハイツ花園202号
債務者　小室　公伯
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４３８号
大阪市生野区新今里４丁目６番18号ベストレジデンス今里駅前５Ａ号室
債務者　岡田　浩一
1　決定年月日時　平成24年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部